

# 敦賀国際ゴルフ倶楽部

## ゴルフ場利用約款

### (約款の適用)

第1条 当ゴルフ場を利用される方（会員・非会員を問わず）は、当倶楽部規則、細則、日本ゴルフ協会ゴルフ規則による外、本約款に従ってご利用頂きます。

### (利用契約の成立)

第2条 当ゴルフ場においてプレーされる方は、当日フロントにおいて、所定の名簿に署名してください。それにより当ゴルフ場は署名者の施設利用をお引受けすることになります。

### (利用の申込みおよび違約金等)

第3条 プレーの申込みは、平日は随時、土曜日、日曜日、祝日はそれぞれ3ヶ月前の同日9:00より17:00迄と致します。また、1組4名を原則とし、3名までの場合は他のプレーヤーと組み合わせさせていただきます場合があります。なお、予約の違約金は当ゴルフ場が都度定める規定を適用いたします。

### (利用の拒絶)

第4条 当ゴルフ場は次の場合には利用をお断りすることがあります。

1. 満員でスタート時間に余裕の無いとき
2. 天災その他やむを得ない事情によりゴルフ場をクローズするとき
3. 利用者が公の秩序もしくは、善良な風俗に反する行為を為すおそれがあると認められるとき
4. 暴力団等反社会的勢力およびその関係者と認められたとき、および、その他の理由により当ゴルフ場を利用される事が好ましくない事由があるとき

### (休業日・開場時間)

第5条 当ゴルフ場の休業日と開場時間は当ゴルフ場の定めるところによります。ただし、臨時的に変更することがあります。

### (利用継続の拒絶)

第6条 当ゴルフ場は次の場合には利用の継続をお断りすることがあります。

1. 公の秩序もしくは、善良な風俗に反する行為があったとき、および、当ゴルフ場に対して好ましくない行為があったとき
2. 天災その他のやむを得ない事由により施設の利用ができないとき
3. 会員規約第2章第6条および第3章第13条に抵触したとき
4. その他本約款に違反したとき

### (金銭その他高価品)

第7条 金銭その他高価品については、必ず備え付の貴重品ボックスを利用してください。貴重品ボック

スにお預け頂かない限り当ゴルフ場は責任を負いません。

(携帯品・自動車)

第8条 携帯品や駐車場に駐車した自動車の盗難や損傷等について、当ゴルフ場は責任を負いません。

(プレーヤーの危険防止責任とエチケット・マナーの厳守)

第9条 ゴルフは時により危険を伴う場合がありますので、プレーヤーはエチケット・マナーを守り、キャディのアドバイスの如何にかかわらず自己の責任でプレーして頂きます。

(ティグラウンドにおける素振り)

第10条 素振りは、ティマーク内の打席又は特に指定された場所以外ではなさないでください。プレーヤーはみだりにティグラウンドに立ち入らないでください。

(飛距離の確認)

第11条 先行組に対しては、後続組の打者はキャディのアドバイスの如何にかかわらず、自己の飛距離を自分で判断して先行組に打ち込まないよう打球してください。

(キャディおよびフォアキャディの合図)

第12条 キャディ・フォアキャディの合図は、先行組が通常の飛距離外に前進したと判断される時の合図であり、合図があっても打者は自己の飛距離を自分で判断して打球してください。

(打者の前方に出ないこと)

第13条 同伴プレーヤーは打者の前方に絶対出ないでください。

(隣接ホールへの打ち込み)

第14条 隣接ホールへの打ち込みは特に危険ですから、プレーヤーは自己の飛距離、飛行方向について適切に判断し慎重に打球してください。なお、隣接ホールへ打ち込んだ場合には、そのホールのプレーヤーに合図し、邪魔にならないように打球するとともに、自己の同伴プレーヤーにも充分気をつけて打球してください。

(退避)

第15条 後続組に対して打球させるときは、先行組のプレーヤーは後続組の打者が打ち終わるまで安全な場所に退避してください。

(ホールアウト後の退去)

第16条 ホールアウトした場合は、直ちにグリーンを去り後続組の打球に対し安全な場所を通り、次のホールへ進んでください。

(豪雨・雷等、天候の危険が予想される場合)

第17条 避難放送があった場合は直ちにプレーを中止し、退避所等安全と思われる場所に退避してくだ

さい。

(火気使用の禁止)

第18条 コース内やクラブハウス内での火気使用は、所定場所以外は厳禁します。マッチの燃えがらや、たばこの吸いがら等は、必ず良く消して灰皿にお入れください。

(乗用カートの使用)

第19条 乗用カートの使用は、自動車の運転免許を有する方に限定し、運転者は別途定める「乗用カート利用約款」を遵守してください。

(違背の場合の責任)

第20条 利用者が第9条、10条、11条、12条、14条および19条に違背し第三者に傷害等の事故を発生させた場合、ならびに、第9条、10条、13条、15条、16条、17条および19条に違背し自ら傷害等の被害を受けた場合、当ゴルフ場は一切、損害賠償等の責任を負いません。

(プレー終了後のクラブの確認)

第21条 利用者がプレーを終了した場合は、クラブおよび所持品を点検し、間違いがないか慎重に確認してください。  
確認後のクラブの不足、瑕疵等について、当ゴルフ場は責任を負いません。

(施設に損害を与えた場合)

第22条 利用者の故意または過失により、当ゴルフ場の施設および器具備品に損害を与えた場合は、その損害額を支払って頂きます。

(施設への持込み品)

第23条 施設内に下記のものを持込むことをお断りいたします。

1. 動物等ペット類
2. 著しく悪臭を放つもの
3. 鉄砲刀剣類、および、発火、爆発の恐れがあるもの
4. 騒音を発するもの
5. その他当ゴルフ場が不相当と判断するもの

(行為の禁止)

第24条 施設内の下記の行為はお断りいたします。

1. とばく、その他風紀を乱す行為、ならびに、物品販売、宣伝広告等の行為
2. 利用者以外のコース内立入り(特に許可する場合は除く)
3. 他人に迷惑を及ぼし、または不快感を与える行為
4. その他当ゴルフ場が不適切と判断する行為

(宅配便)

第25条 宅配便について、その物品の受領、保管、発送等において、当ゴルフ場はその利用者を代行し行うものであり、その間に発生した事故等の責任は一切負いません。

(付則)

- 1 この約款に定めるもの以外の事象は、利用者と協議の上、当ゴルフ場が決定いたします。
- 2 この約款は平成28年9月1日から施行いたします。なお、当ゴルフ場理事会の承認を経て変更する場合があります。